

田吉著  
日本開化小史  
卷之一

五  
46

第十卷

柳田文庫  
文庫11  
A1627  
1



文庫11  
A1627  
1

田口卯吉著

日本開化小史

田口氏藏版

自序

有裂眦及唇言語激烈動作蕩々如沸者見之者曰彼怒矣  
有開顏解頤言笑温和舉止揚々如舞者見之者曰彼喜矣  
是亦可也然尚有未盡焉夫人非無因而怒者又非無緣而  
喜者則見喜怒之狀態而求其因緣以評其心之喜怒庶幾  
無誤矣歷史者古來之評也古來非一世世々非一人治亂  
之形勢雜沓續紛若不能分析之未必能免皮膚之見也故  
史家之苦辛不在於蒐集歷代許多之狀態而在於究盡其  
狀態之所本也已余記此書其可悉者務詳之其可畧者務  
省之以期得其情雖然原公事之餘偷少暇而成者况余  
之淺學寡聞安保其評喜怒之無誤耶

日本開化小史

自序

明治十年九月

田口卯吉識

日本開化小史卷の一目録

日本開化小史卷の一目録

第一章

- 人心の想像次第の進み事
- 政府の性質政教一致とふり事
- 當時の風俗
- 佛法と神道の比較
- 佛法の弘まり後想像の性質變せ事
- 政府の性質變せ事
- 第二章
- 漢學の弘まり後の事件
- 唐制を模倣せし事

日本開化小史 目録

田口卯吉

朝廷小遊惰の弊始まる事

和歌の盛にならる事

平安の朝此有様

諸國の人民の有様

上門閥の弊あり故に下黨派起り事

佛法黨及武夫黨の有様

政權東國に移る事

第一章



日本開化小史卷之一の目録

第一章

神道の濫觴より佛法の弘まらば

人へ生きたるからにして神威と解をほむの小あらざる  
宗教と信ずるもの小あらざる之を信ずるもの小あらざる  
のハ數多此想像の累積せし小因るなり余舊史を閲  
し神武天皇の時既小神道の信仰盛んふること淺見  
て思へらく其信仰茲に至る蓋し一人の胸裏小成る  
を此小らじと因て夫の神代に就きて尊等が想像せ  
ら社事共と集め見る小稍く神道の起源と思へき  
ものありた社が之と引證して其沿革を記しぬ蓋し

神代の諸事決して信據をべき小あらばと到底  
 余が引證をば類此事共ある小ならずれば神道の教  
 神武天皇の時代小於きて此の如き信仰と得たか  
 らべしと思へども且つ其を神道の發をば佛説の  
 移る必を人の天性に於て去りく導くものなくんを  
 ありを故小先づ其天性を説きて其發すふゆえんを  
 解を文中論辨多きものゆえを為めたり  
 凡そ人心の文野の貨財を得るの難易と相俟て離るる  
 ものならん貨財小富みて人心野ぶれば地なく人心  
 文にして貨財小乏きの國々其割合常小平均を保て  
 る事蓋し文運此總々の有様と涉りて異例な加へし

抑も人間の初代小當てや器械を用ふるの智未だ發る  
 べからざる製作の技未だ熟すべからず所謂天造の果實  
 葉根を集めて其食物と為し草葉樹皮を綴りて其衣服  
 と造る外手段なうはべし夫を智の物小接して益々廣  
 く情の事と試みて愈よ高し人間初代の時と當て多く  
 接する能はず多く試する能はず其心豈に能く長をばけ  
 んや然りと雖も生を保ち死を避くるは智の廣狹を云  
 はる情の高卑を論ぶる總ての動物小通して違はざる  
 の天性なり故に人間の初代に於ては唯だ衣食と得ん  
 と此念其全腦に満ちて毫も其心は他事小働かざり  
 祖先の事と記すふ小暇なく間接の災害を恐る此智を

茫然天地の間不立と禽獸異ならざる衣食是れ急かり豈小死後の事を憂ふ猶ほ夫の獨化の諸神茫然として死せるが如此暇あらんや故小靈魂不死の説未だ發せざるなり

實驗少く進み交際少く密小成り目撃せし處の諸物に名稱を與へイザナギイザナミの二尊の時より物を器械と製する此技を知り天の瓊矛の弓矢と執て山野に獵り竹竿と投して江湖に釣るの智ありに及て衣服を得る此術復た從前の煩し似を食物と求む處亦從前の如く狭小ならず此は人心の及ぶ處亦其區域を廣め人の疾病を見て始る其異常の有様小恐るの色あり

イザナミの尊病ありイザナギの尊に之を請ふて曰必を病室を窺ふから此イザナギの尊私に之を窺ふ其苦痛の有様を見て始りて恐る色ありイザナミの尊に之を請ふて曰必を病室を窺ふから此イザナギの尊私に之を窺ふ其苦痛のを見給ふ蓋し其輾轉の有様と見ると雷の如く思ひしと見ん古事記且其病死して後身体の活動を有様小注意し又其甦生して從前小異ならざる事を見て心に解せざるより頗る思を廻して必定人の靈魂は身体と同イザナミの尊病ありイザナギの尊に之を請ふて曰必を病室を窺ふから此イザナギの尊私に之を窺ふ其苦痛のを見給ふ蓋し其輾轉の有様と見ると雷の如く思ひしと見ん古事記且其病死して後身体の活動を有様小注意し又其甦生して從前小異ならざる事を見て心に解せざるより頗る思を廻して必定人の靈魂は身体と同

に黄泉の語ありイザナギの尊ハ黄泉ニ行けり或いは  
後靈魂ハ月に移ると想像セしもの然まども未だ天  
堂地獄の説を作り死後の禍福を説く程す人心の  
猶豫なり然まども未だ神祇を尊び怪力を敬ふの想  
像起らざるなり

耕作養蠶此道伐知り天照太神の時五穀始と生を瑞穂  
然まども人民一般耕作を知り亦た此時より始る  
神武天皇東征の時人民穴居巢棲と記せり種々の貨  
物と使用する事を解し朋友兄弟林中相會して時小  
或る遊戯の催しあり及て天照太神天岩戸閉籠り  
五百箇の御統と八咫の鏡と青和幣と尊等林樹纏  
の稍を持ち歌舞を是れ蓋し其時代の重立たる人の遊  
戯未だ之小草及び人心の外物小接すること多く其感  
觸を受くる亦た少らざれが其想像ハ唯小靈魂の事

黄泉の事に止まらざりて夫の死伐避くれば天性より  
不慮の厄難と避けんとし心起り是時の人間未だ道  
理と窮むの知なく且つ經驗なきが何事も皆な不  
慮ならばはふし總て外物の變化小注目して其意外  
れ多に驚き皆な是れ怪力の致を處と定め悚然として  
恐るの心なくんばあらざりて人間交際小於ても敬  
すべき人其怒を解くを以て此怪力を亦た敬むべき災  
と下さば不慮と思ひ漸く之と敬むる此事起り天照  
太神の時始めて祭衣を織然まども未だ祖先と尊ぶの様  
る又た齋服殿の語あり  
子ある伐見ざるなり  
斯く怪力と敬むるの心起りてより貨財の進む小従ひ





長はらに打平け給ふ頃、至りては皇軍を渡すべきに  
 船舶あり、遠征と支ふべきの糧食ありて、貨財の有様亦  
 た舊時の比小あらざ、社が想像の及ぶ處亦た極めて増  
 加より皇師の利あらざり、時、天皇の曰く吾は日神  
 の裔なり、今日小向ひて戦ふ故に利なく、日小背きて  
 戦はば利あらんと、又た曰く我皇祖の靈や天より降鑿  
 朕の躬を光らば、助け給ふと而して皇祖の用ひ給ひ  
 寶器も神驗あるを社と尊ま、社て神庫の内小納めら  
 るされど、此時既小祖先の靈魂人間に功績ありとの想  
 像あり、ならん且つ靈魂不死の考へより推して祖先  
 の靈魂天地の内小坐まると思ひ、見えたり然るに

も其靈魂を以て神祇と稱を、事あるを見ざるを  
 カミと云へる語は太古の時小於ては神祇と云ふ程  
 尊き意味ある小ならず、イザナギの尊と桃果と岩石  
 の功ありを見てカミと稱し給へり、ソサノヲの尊出  
 雲の國小往き給ふとき翁媪一少女を抱て泣くを見  
 て尊曰く汝を何者ぞ翁曰く吾はカニツカミなりと  
 神武天皇の舟師速吸の門小至るとき一漁人あり、艇  
 小乗して来る天皇招して問ふて曰く汝を誰ぞ對て  
 曰く臣は是社カニツカミなる名を問ふ對て曰く珍  
 彦と見るべし、これを尋常の人亦たカミと稱せり  
 故小皇祖の靈を尊ぶ此事ありカミを尊ぶの事

ふ〜カミと尋常の人と雖も自ら稱へたる辭なき  
 カミの辭尊くふり〜神武天皇以後崇神天皇以前  
 の事ならん其間たのづからカミと云へる辭伐自ら  
 稱へざる習俗ふかり事と思はる

神武天皇は始めて政府を日本に立ち給ひ〜貨財  
 と得るの術を大に進歩た姿を為さり天皇東征の頃  
 は土民も猶穴居巢棲の姿あり〜と代々の天皇  
 皆を耕作養蠶の道を好み給ひて頻りふ之と土民も傳  
 へ給ひ〜かは國中一般農民とふれり鎌執りて豊葦原  
 の葦と蒨り鋏刺して瑞穂の國に穂を摘み〜貨財  
 と得るふ左までの煩勞を要せば事ふる人民漸く衣食

の欠乏も苦もな〜に至る紀元七百年代の始より三  
 韓支那の人民我國に來りて交易を營み有無茂通せり  
 國史も入貢と稱せれども其實は交易なり近年まで琉  
 球より支那を行きて交易せり〜と同一にして其一部分を  
 政府に上納し其餘を以て  
 交易して利益を得るなり  
 當時彼の國にては既も器物衣服を製造するも器械を  
 用ふる事杯と發明し〜を此交易は大小日本も利益  
 あるを以たり〜又た我國も既も食物に不足なかり〜  
 うは彼國の職人商人終りて學士までも渡り來りて其  
 技と賣り其道を廣め〜其後一千年代も及びて我兵  
 威盛ふ〜て三韓我國に屬せ〜うは貨財の有様を愈々  
 威盛ふ趣々

斯く貨財の進む小従ひ人心亦大小猶豫得て益々其  
想像を逞ふを是時小當て人心既に靈魂死せざる  
事伐定めカミの人間にあらざる事を信カミ天地  
小照臨ましむ事想像せしが夫の保生避死は天  
性より志て神に頼みて災害を除ふとの心起り事  
を見るなり七百年代崇神天皇の時小海内疫病流行  
て人民の大半死にまゝ天皇大に之を患ひ給ひ神  
祇の答を受けたるを思ひ給ひ浅茅原不幸  
八十萬神を會て之と問給ひに大物主神侍姫  
神より給ひて曰く我を祭敬まを疫必を平治せん  
因て之伐祭り給ふ初より小を驗ひるが再三祭り

給ひ小終り疫病退たり是より八十萬の群神を祭り  
且つ天社國社及神地神戸を定め給へりカミの威力を  
現し尊嚴を増し神祇と同一意味となりしを實小此時  
小ありしをならん是より皇居と神宮と伐今ち齋宮と申  
して天皇若く親王の御女を太神に齋ま候け給ふの  
例始まきり此事二千年代宇多天皇  
御女より引継けり八百年代の末皇子  
日本武尊東國を征伐し海上難風を遭ひ給ひ一時難風  
の起るる海神の災なきと此想像起りて橘姫之小死  
其後此尊數多の惡神を征し給へり日本武尊  
大蛇を見り思ら  
く是惡神の斯く神の威權次第小増加し九百年代の頃  
に至りては神意小悖るとき嚴罰ある事伐想像して仲

哀天皇の死と神命不悖るの冥罰に歸せり神功皇后の  
三韓を征し我國小臣從せしり給ひしも亦た神慮に從  
ひ給ひしり此時今まで此神命を多くは夢に於て告  
げらるるに千年代應神天皇の御宇に及んで湯  
起請と申して熱湯の内小手を入る渥と探り其手の爛  
ると爛まざると以て其罪の有無と決まると是れ則ち  
神靈の裁判を仰ぐものなり是に於ては神道の勢に最  
盛の點小達せり  
と此ぞ人心進歩の有様と考ふる小最初には全く想像  
を為さ事なく更小禽獸に異ならず死を嫌ふの  
天性よりして靈魂の死せざる事と靈魂の歸する處と

を想像し次小死を避んとすの天性よりして自然の怪力  
と敬を心の心起り次小言傳に粗なるよりして祖先  
を神聖と想像するの心起り次小靈魂不死の考へよ  
りして祖先に靈魂天地に照臨せしと想像し次小  
小祖先の靈魂神とふりて之を祭まざる諸の災害と治し  
給ふの威力あると我思ひ是より神威愈々盛にして人  
間萬般の所業を指揮賞罰せらるるに至る蓋し未  
開の世小當て人の心小道理を窮むるの猶豫なけき  
を風浪の忽ち動き雲霧の俄小起るも皆を怪力に仕業  
小歸して相ひ戒めたり貨財を得るの術進み外物に接  
ざる愈々多きに及びて初め怪力の仕業ふりし事も尋

常の事となく怪力代仕業大に減少すべからざるも人の  
 幽瞑ふ心を注ぐ事亦た次第に進むべきを怪力亦た  
 性質と變じて神とふり神の領する處次第小高尚幽瞑  
 の地位小登まり故に其尊嚴亦た隨て増加し信仰の心  
 愈々深くして神道は基礎となすも然まど未だ  
 黄泉に於て神の威力あふ事と現世の所業の善惡小因  
 て死後靈魂の歸をば所小差別ある事と想像する小至  
 らず黄泉と云へる語は佛法にて所謂故に其想像未だ  
天堂地獄を兼稱するの語なり  
 十分小成熟するとも思はまざるなり  
 斯る勢にて開闢より歳移り世代りて人心次第小進歩  
 せしめゆえ政府を自ら神教政府の性質を得たり神

教政府とて神の子孫萬民を治め給ふの政府なり神教  
 政府の性質を得させんとて帝室にて務り給ひし小も  
 非ぞ學士の之を援助するもありば全く真正の歴史傳  
 らざると人心の自ら之を導きしと小因なり故小神道  
 の教愈々進む小從ひ人民の天皇を尊敬する此氣益  
 益盛なりしと帝王と雖も綺羅錦綉の美を見ず玉樓  
 瑤殿の榮と知り給えざる世なりしとば自ら尊大に  
 せらふ事なく誠小質素にして善く人民小近接し給  
 へり故に當時智者あらず小あらず學士あらずにあらざり  
 ども東に東國を征し西に海を越え三韓と打從  
 へ任那小鎮守府を立て肅慎まで從ひ靡々此等此遠

征ふも天子親ら軍陣に臨み若くは皇子皇后之小代りて三軍を指揮し給へり是を帝家の代く聖賢小御座して國事小勤勞し給へる小あらば時運未だ草昧を去る事遠らざりて貨財を得るの道進まば其時を去る遊惰の弊を醸さるなり其時代の最も著明なる人々は數ふる小人民の野見の宿禰當麻比躰速の如きあり官吏の武内の宿禰の如きあり皇子の日本武の尊皇后の神功皇后の如きあり以て其時代は人情風俗を想察し得べきなり國威の海外小輝きし皆な此氣風の致を處ふあらばや神道の教此の如く政治の有様此の如く風俗人情此の如くして一千二百年代

まで打繼々

然る小千三百年代欽明天皇の御宇小當りて意外の事件を外國より注入せり是を則ち三韓の一國なる百濟より佛像及び經論と獻せし事なり此時小當りて神道の勢ひ既小盛ふりと雖も其信仰全く心に存して檢窮討論を累祿し經論ある小あらざらばなり然るに佛法小於て既之あり神道の諸神其威力既に多しと雖も僅小能く災害を除き所業の吉凶は指示するに過ぎざらふり然る小佛は於ては一心誦名すきど無量無邊の福德と降るとあり神道の諸神を現身に罪惡を正す其威力ありと雖も身後の事全く關係をざるなり然る小佛

於て々天堂地獄の因果應報を説き又た佛の冥助を  
 得て呵責の苦哉免るべしと説くをさ社を現身に安樂  
 と欲し身後の幸福を願ふの人心小く最も望む處の教  
 法をふがゆゑに佛法の渡来より始りこそ神道を之小  
 抵抗するに性質現はれ饑饉疫病等の流行するは皆  
 な國神の怒を示し給ふ徴候なりと稱して佛像を掘江  
 へ投し寺塔を焼滅する等の所為ありかど暫時の後佛  
 法の勢改復し此度々打手變小饑饉疫病の流行するは  
 全く佛像を投し寺塔を焼滅しを信崇なりと唱出たり  
 斯く千三百年代の中頃小神道佛法の争起りて佛法黨  
 打勝ち是より佛法の蔓延する事極めて速なり

蓋し生を保ち死を避くるは凡ての動物に存する天性  
 なり人間萬般の所業其種多しと雖も要するは小此性質  
 に出でざるを夫の貨財を積んと欲すは生を保つ  
 たり想像を立ち相戒むるを死を避くるあり喜怒哀樂  
 の發する亦た之を得ると之を失ふと小因るなり然と  
 雖も生や保つべからば死や避くべからず故に死後猶  
 ほ靈魂死せざと稱して以て其心を慰む佛は法巧小此  
 性より投し教を立つるを能く其言小曰く貨財現世  
 小積んと欲し安樂を後生に得んと欲をぞ一心念佛す  
 べし佛其願を達せしむと又た他人の生を損をべき所  
 業々人其惡行ふる事哉知る故に佛法亦た曰一心稱名

とき即ち解脫を得るとさ此が人智の未だ遠大に達せ  
 ずして直接の利ふ汲くたふ時、當てハ容易に貨財を  
 得んと欲して貨財を僧尼に施し、後生の安樂を願ひて  
 心淺佛門に歸するもの多し、千二百四十八年より同  
 く八十一年に至るまで、寺塔の建立を、その四十八ヶ  
 所僧尼に歸せしもの千三百八十五人出來を、其後百  
 濟大寺と稱する大なる寺と建てらる、時東を遠江よ  
 り西を安藝まで、人夫を募り材木を徴されしとなり  
 難波の四天王寺と稱する有名の寺も、此時に建らる  
 り抑も、此時神道の想像實に佛法に及ぶがごとく、其之  
 を自然に任したらん、ふら必に修整を、其體を得たりし

ならん然るに其未だ成らざるは、當て佛法の攻撃を受  
 けたりし、是より神道の想像更に進む事なし、  
聖徳太子  
の十七憲法第二曰篤敬三寶三寶者佛法僧也則四生  
之終歸万國之極宗而一神道の事を一言も述べ給ふ  
事今其想像の變ざる一二代記載を、ん、聖徳太子  
道小達磨に逢ひ給ふ事ありと云へり  
元亨釋書  
又左聖  
 徳太子を漢土の僧惠思の再來なりと稱する、聖徳太子  
 の御子山背王、蘇我氏に滅され給ふ時、五色の幡般ら空  
 中に照光り種々の音樂聞ゆとあり、又左山背王を權者  
 の化身なりと云へり、舒明天皇の九年、大星東より西に  
 流る音あり、時人曰く流星の音を、僧旻曰く此は天狗  
 ぶり彗星見ると曰く、饑饉の兆なり、夫の天堂地獄の苦樂



及び觀音菩薩如來大王明王藥師尊天地藏羅漢權者童子等此神聖なる事を想像するも皆此時より始まるなり

然りと雖も日本政府の性質を實に神教政治にして天皇の尊きゆゑんと神の子孫に御坐すをばふり政令の善く行はるゝゆゑんと宗教の權政府にありたるをばふり故に神道の勢進むに從ひ國家愈々静謐なるをば然るも今や天皇自ら佛を拜し皇子自ら經論を講し大臣自ら僧尼に施惠し政府自ら寺院を造らし夫の神教政府に存する所は宗門上の權威を全く僧尼に歸し天皇々其尊威を減し政府は其權力を伐殺ふる人心を得る事蓋

一從前の如く容易ならざるなり

斯く天皇の尊威減じしより大臣の專横の弊起り佛法の信者藉我氏の政府に立ちしより暗殺をらせ給ひ

一天皇あり崇峻大臣の意を憚りて儲位を定め給はざる

天皇あり推古其外に擁立し奉りて天皇もありたり又は

掩殺せらるる皇子あり穴穂部の皇子宅部の皇子及比山背大先王等なり官

吏の死するもの亦た多し然り而して大臣藉我氏の病

小卧を一時其治せん事を祈りて出家するもの男女一

千人あり人心の向ふ所變じし事明なるべし佛法の

貨財分布の有様と變換せし事は著明なる實例を得たり

たと雖も巨大なる寺院も出来徒食の僧尼數多出来

うは國內の入費極りて増加きまると云はざるべり  
は千四百年代の始り三韓を征するに力なうまうも政  
府の國內小費やま所大き為りなうん

千四百年代の始り天智天皇藤原の鎌足と計り蘇我氏  
を滅し政治の有様次第支那風となさう此事之を次  
章小説くべし依て前文の意を茲小完結せん蓋し開闢  
より紀元千二百年代まで神道の想像次第小増加し千  
三百年代小至りて佛法三韓より渡りて神道頗小挫く  
是より神道の想像進まずと雖も全く滅むと云ふに非  
る朝廷亦た神祇を祭るに例を怠り給はざりき故小今  
此章を結ぶの時小當りて人心の内し神道佛法の二者

あまて存ると知るべし

第二章

漢學の渡り  
京都の衰へ

霞をう春の日に朝  
露を合心楊柳緑茂吐き風を  
とぐ秋の日に夕べ  
霜を帯ぶる楓葉錦を添ふ凡  
そ物として外物の為り  
小感染をらき其状態性質を  
變ぢざるを此やある人も亦た之不同  
抑く衣服飲食の其状態性質を變ぢるを言ふも更ふり風俗政制と雖も大小人心代變動せしむるものあり人心ひとり風俗政制を變ぢるものあり  
先村の直  
給ひ立志篇の中  
政治を人民の心  
此返射なり  
人民の心野を此が善き政治も悪くふり人民の心明  
な政治悪く政治も善くふり人民の心悪くなり  
事然り然きと  
の政治悪く韓子の語  
小吳王劍客と好り  
事其例亦た必  
の多に楚王細腰を好り  
宮中餓死の百姓多し  
瘵瘡

云ふ事あり此の如き事なり  
其善惡文野を互小相ひ化を  
者なり  
上古の世  
其政簡易小して其俗勇壯を  
うば絶えて文弱遊  
惰の人を見む日本武の武神功皇后の功あるも怪し  
心小足らぬ中古奈良の朝  
よ紫文弱の氣次第小蔓延  
平安に移りて後其勢最も甚し  
其時代に至りて  
在原の業平深草の少将清少納言紫式部  
如き人  
出来りて其長處を世小顯  
たり上古の時代と相距  
る既小遠しと雖も人情の相異なふ亦た驚くべきな  
らざるや如何れき  
なり人情小至りし  
何處が露  
となりて楊柳の姿を養ひ  
何處り霜とありて錦の衣  
を深め  
か其々本文小於と説かんと欲す  
所を

漢學の我國に渡りし事々極めて舊く三韓との交通始  
 まりし頃より往復の文書々悉く漢字を以て記載さる  
 り如く然れども人心上の効驗を起せし事少きは以て  
 前章に於て之を説きざりしより併て漢學の渡りしよ  
 り種々の事件我國に起りしよと之を概を述べ第一文  
 學の出来し事第二政府の体裁變りし事此二つに外し  
 出でし先づ文學の事より付て論ぜん漢學の未だ渡らば  
 其代よりは日本に文字全く無かりしよや古事記の序  
 にも舊辭の語ありて舊史舊書等の事を見む日本書記  
 の内にも數に一書と記るるを蓋し千三百年代推古天  
 皇の時は勅して撰すれば其のものを言ふならん然らん小

く是も亦舊辭なり記載せしを能ふり然るも古代に未  
 だ文字の發明なく言語を以て相傳へるを能ふものならん  
 漢學の渡りし後直に其音を採りて其言傳を記る古事  
 記萬葉集に類是なる之は萬葉假名と言ふ其後千五百  
 年代の始め吉備の眞備片假名を作り同一百年代の中  
 頃に至り僧空海平假名を作りしと云ふ此文字の出来  
 しより日本に文學起りて書物も編みしれ學士を出るる  
 事なり

第二政府の体裁變りし事々風俗人情に於て大なる變  
 異を發せしものなまざる茲に詳に之を説くべし抑て神  
 武天皇より以來打續て来りし政府の建方を誠し質素

なるもの少く武官文官の差別もかく天皇其上の君臨して自ら萬機を統べ給へり近く之譬ふる小其時今の政府と云へるのは大なる庄屋の如きものにて官吏の數も至り少く年貢は收納も極めて輕ろかりたりなりん舊史小記をば處に據る小天皇より度々田租を免し給ひし事あり政府の御入費多からんより如何で度々租税を免すは事成得ん又た度々都を遷されし事あり是をまた輦轂の下に官民多く住み集まりたりん小斯く度々遷都を仰出さる、事を出来まじき苦なりされど上古の時代よりは政府も至り質素にて都の内も人民極めて少く思はる、なり

支那と通ずる小及びて彼國の華美にして驕奢なる政治の仕方を目撃し朝廷にて々自國の質素にして簡易なる小政府を恥かしく思ふの心出てより蓋し人を其心と其衣食の有様を抄取さんと思ひて自己より進める人試摸擬せんと此心あり是亦死を避け生を保つもの天性の次第に進歩し快く生を保たんと此心小出てそののかり夫の寡聞の博識に倣はんと欲し貧賤の富貴を望むも均しく摸擬さんとの心小出たりなり今日本開明の諸國と雖も其長技を當初一人の發明する所にして餘を皆分るを摸擬するものなり此摸擬の能小於り最も敏捷なりと自ら誇る日本人が三韓と交通

そる頃より音小聞き名慕ひ一國小和親一其風俗を  
見るに至り一事ふれど此時こそと模擬一そり終ふ  
を全く自ら捨て、彼國の政治の有様を我國小移さん  
とそる勢なりき蘇我氏の猶ほ政權伐擅しせ一頃始り  
て遣隋使と稱して使者を彼國小遣はされを其後彼  
國唐の代となり一うば代く此朝廷を遣唐使と稱して  
使者を唐へ遣はされて其國の事情を實見せしめ更  
留學生を遣はさきて其文學を學べし其政体を調べ  
し給へり此等の人々一全く彼の國に風俗を染みて  
歸朝一唐風の冠と戴き唐風の衣服を着し唐詩を吟  
唐音と使ひ意氣揚くとして百事唐風と戀ひそり

かく漢學の方より留學生等が其道を勉勵し威風伐朝  
野小輝と一時は當て佛法の方でも亦た書生を唐に  
送りて其法を修業せしめたり此僧侶も上達して歸朝  
し奇怪なる技術を現はして説教し朝野の人を恐嚇せ  
り斯く博士と僧侶と煽動をたらし摸倣をせし殿上  
人等もいさで自ら分別あらんや何ものを遣唐より渡  
りしも此からさしを彼の國小於く折合惡し多儒學と佛  
法とを仲善く一處小弘まき一處に蔓延したり朝廷小  
てを兩ならざら之を信ぜられしが漢學の勸學田三好  
清行の封事よ罪人伴の家持越前國加賀郡没官田一百  
餘町山城國久世郡の公田卅餘町河内國茨田澁川兩郡

第二章

の田五十五町を以て生徒の食を賜ひて學生茂重く用  
 料小充て勸學田と云ふを賜ひて學生茂重く用  
 ひら色佛法小寺領を給せらば僧侶を厚く賞さ  
 るる其時の人民此賤有様とば差置きて早く  
 其政府を立派小為さんと企てり人民の富と唐の如  
 く小ならむる方法をい目を附けて偏朝廷唐風  
 小飾り立てんと目論みり是より夫の庄屋政府を廢  
 して八省を置り天皇自ら萬機を聞らせ給はで大臣之  
 當り數多の官員拜任して多分の給料を賜り唐風の  
 衣服と官服と定め官階と定免服色と定め皇居を盛  
十二門と建てらる東の陽明待賢都芳門南の四方  
福朱雀皇嘉門西の談天藻壁殷富門北の安嘉偉鑿  
達智門御殿を紫宸百事唐制と摸擬し給へり千四百年  
清涼温明殿等なり

代の始より千六百年代の終桓武天皇まで政府の目的を  
 全く此一點小存せしむる如し是より政治の扱方非常小  
 手重なりて復た古の如く廉なる政府ありあり  
 其後小至りて其制愈々全備せしむば政府益々盛大  
 小なる社也  
 唐風を摸擬して斯く盛大なる政府を立ちしはどとて  
 當時果して如何なる事務なる三韓を既小我有りあ  
 らざり外國より祭日本に來るを能至り稀なり蝦夷を時々  
 穩ふらざり事あり社ども其進も左までの事あり  
 四方の波風静まりて四海の内泰平を歌へりかゝる世  
 の中ふを八省を置き給ふとも十三階を定め給ふとも

徒に政府を盛大に見せ入費を嵩す。免ふのみして  
 用もふく益もなし。學者を好むも人民も釣合はざ  
 清行の封事も大學の書生用ひらまざるを白頭  
 者も古郷も歸りてを學者と稱して營生も難き  
 多々迷ども其當るべき事務少く唐風を摸倣し  
 當時の日本人民も不釣合なる政府を拵ゆ。忽に數多  
 の殿上人を無聊も苦しみ何なる遣問の慰みもとて  
 漸く遊惰の風俗に移らんと。の勢を顯せし  
 斯く遊惰の氣次第も増進する。從ひ人倫の正しから  
 ざりし古來此風俗も大に禍害を世に散布せし。抑く日  
 本の古代よありて人倫正否の考ら未だ人心も發せ

ざりしや品行の一事に至りては聖賢の聞えある人  
 人も闕遺なきはあらざ然まども武勇の氣盛なり  
 其禍害も未だ世も現れざりし。あり儒學の渡り  
 後と雖ども其訓戒更も人心に感覺ありし。淺見を佛  
 法の渡りし後頻りに無常と説き火宅と教えて夫の古  
 代も盛なむ。武勇の氣を消耗せし。うば人心漸く柔弱  
 となき。此柔弱の人々殷富と増し盛大なる朝廷の上  
 へ趨きそふ至りても人倫の不正なる事々依然と  
 て改る處なかりし。うば大に遊惰の氣と助け弊風を後  
 世に遺るも至りし。千五百年代奈良の朝廷も最も此責  
 を免るれざる。此事も於ては肉食妻帯を戒とせる



僧侶と雖も實は是禍害を導き先達より是より朝廷遊惰の弊始まれば

斯は弊風の朝廷に始まりし時を當て人心の有様を如何ふりしや々和歌の進み一事を以て知る處に抑々和歌は神代より傳へ來りしものなれば中古奈良の朝千四百年代の末よりキ五百年代の中頃までキキふ至りて數多れ名人出で萬葉集等撰り其より盛んふなりといふ按ずる和歌また佛説ふ深みてより其情巧みふなりしをばならん夫の戀れ情を陳ぶる其前の歌より多く見えれば古代より其氣風な多くければこそあはなき浮世陽炎の身消るる露の命なんど云へる詞の如く無常を觀

ざる思遣を佛説より導きしはならん其後の事平俊成定家等も佛説を學び其味と歌ふ適合せり人其後唐詩を又た僧侶も數多の歌人を出だせり其の風調ふ深みて其體をより古人も記せりさまぐ和歌の体を熟視まぐ此三者より成まる事を知るべし而して此三者合して如何なる性質を和歌に與へたるやと尋ぬる小蓋し見るもの聞くをば小付て悄然と憐の情を覺え詠める事なり四季折々の物に付け事小付て色々と憐の情と起る事あり之を物の憐と觀せると云ふかゝる情を働かざりて衣食小富み勉めたりて心小暇多く柔弱よりして静小知見なくして癡情小富る人に非ざるより之を十分盛なりむるを得べし

らぞ此歌奈良の朝より漸く盛ん小なをいそあ社が其  
 時代より殿上人の柔弱此勢ひ起る事を知るべし蓋  
 し和歌を人心より發せしむる社が之を成見し其人心  
 と知るを得べきものなれとも又之を讀む人も文弱  
 導くの性質ありボツクル氏英國文明史の序第五章  
ふして人心を化するの力なりと喋々論をれども余を  
之を信ぜず故に和歌亦人心と化する能かありと言ふ  
 目に見えぬ鬼神を泣かす男女の中と和らげ猛き武  
 夫の心は慰むと古今集の序に記する事實小然り況し  
 てや既小遊惰にならんと此路小進りふ文弱男兒の之  
 を見るをや夫の唐制を模擬せんと勉めたり奈良の朝は於て

人心の有様既小此の如くな社が既に十分小模擬し了  
 りたる平安代朝に至りて其勢更小甚しう言  
 はて知るべき事ならん況してや平安の都より幽雅の  
 山河以と多く霞を分ちて花小むせび錦を踐みて紅葉  
 小狩り公けの暇をて心は慰り給ふべき勝景風情に乏  
 しからぬをやさ社が平安の都小移り給ひてより遊惰  
 の氣益々甚しく文學より文字より其他技藝に至るま  
 じ漸く艶麗になりて柔弱此性を含めし律令格式弘仁  
序曰く國家制法の始を官太子十七憲法江朝其後  
天智天皇元年令二十二卷を制を世人の所謂近江朝養  
の令也文徳の時藤原不比等律令撰ひ各十卷と為す  
老年中不比等更小律令を撰ひ各十卷と為す  
まが令義解と其令の義を和解する處ならん然も  
まが兵農分たれ其令の義を改まる處ならん然も

撰り社歴史文章も編まれをきど此等々却て政府を盛  
大小く人民と政府と成愈々懸隔せしめたる媒とふま  
り而して朝廷遊惰の勢を益々進めり  
藤原氏が權茂廟堂小擅し其門戸を廣る小至りて六千  
百年代の門閥の勢益々盛ん小なり莊園の領主も多く  
始りて門閥の勢益々盛ん小なり莊園の領主も多く  
出來しうば文弱の風習を一層の勢を得る蓋し文運  
の進む小従ひ夫の生を保つ小天性次第より生長し生を  
樂むの心となり更小進んで快く生計を立てんと心の心  
起るなり人其智識茂琢り貨財を積まんと欲を亦た  
此企望し出たりも此ふらん然る小今朝廷の人其心  
身を唯た快く樂むの一點小用ひらききり秀才佳人多

く出て朝廷小て重く用ひらき鬪詩奉和など朝廷小  
と催さる清行文時直幹融等の如き人御暇の御慰し  
和琴神代よ琴千五百三篳篥皇の朝小唐より傳ふ笛香々笙香々鞠香々香香々平年中  
百濟傳ふ碁雙六へんくたげなんとあ宴小曲水此宴  
賀し紅葉の賀樂小を青海波柳花苑諷ひ物小を今様  
催馬樂なんどあり皆朝廷の秀才佳人自ら歌舞彈蹴  
し給ひ其技能小誇り給ひ處な中よ和歌を最  
も盛小行社と菊合給合根合艷詞合其前書の内にて殿  
歌讀みに宮づら一の人の許小懸想のなんど色くと趣向  
歌讀みと遣まとの仰小と記せり  
成變へて其優劣と試らふ時よ五節の舞姫あり天武帝の時よ  
始り又た采女の制あり此事仁德帝八十九重の樂悠小

して玉簾の内床へぞ見えおけは是より於て夫の奈  
 良の朝より次第に鬱積しては文弱の空氣の中に人と  
 成り給ひ日の目よそ當り給はで深殿の内にお養ふれ出  
 づるにも牛車にお乗り入るる御方々に侍連給ふ優れ  
 やさしきまじり男みやび男優さ男色このみは男等平安  
 城裏にお充ち満ちて月夜賞し花をふかめつゝ物の憐を  
 觀し戀にお寄て和歌をぞ詠出と給ひけは是より凡て實  
 際にお關をは事務を貴人の賤む所とふりて政府の大任  
 なる兵食は權を皆下官に於て之を扱はしめ給へり  
 かゝは風俗の盛るゑ時にお於きて貨財の有様舊時より  
 盛るるを言ふまでもなけきども之を作る人々其利を

得てして門閥の官吏悉く之を得たりされど此等の人  
 人々貨財を得んとて心は磨く事もなく政治上の事よ  
 付て心を勞する事もなく故より其智や極めて小に其念  
 や極めて偏なり貨財に足りて死を恐るの心盛るゑ人  
 人にお智識少からしうば物にお恐駭する事極めて甚し此細  
 の病氣にお物の化生靈をんとは災を抑へ天魔の仕業  
 らなくと恐ま給ひて僧侶神官を召して加持祈禱惡魔退  
 治などせしめ給へり又た呪咀の事ある變生男兒の法  
 あてて行はる此時神道佛法漸く相和して本地垂迹の  
 説も弘まらる社が此等の事にお神道佛法共に關をり  
 其後内証を鎮り外患を防ぎ給ふるも神佛の威力を頼

み給へり又た怨を合んで死せし者を神も崇め尊むも  
 此時代より始り此時代に至りて租税極りて強  
 日く段租稲一束半町租稲廿束と弘格則ち千四百七十餘  
 年小東二把田一段租十束中田八束下藤六信淵の農政本論  
 ち承平天慶の項則ち千六百三年代の租税より保元平治則  
 有様を見り引ける其の詳らふ事と當時奢侈の  
 都の内々斯る有様ありかど都の外々全く其有様を  
 異せり諸國の豊饒なふ庄園と富める者之を領して  
 租税を出さ事なる神皇正統記曰く功田と云ふ事  
 の功を立てて田方と頌ち給ひ世を傳へ孫子より傳へ身止  
 絶え其天下を治る地を立事らる國郡を専らかりせし  
 其事と天下を治る地を立事らる國郡を専らかりせし

こそ國々守あらず郡々に領あり一國の内皆國命の下  
 りて治りし故に法は皆天子の事あり親王大臣亦此の如  
 り勤て賞罰あり諸院官は御封あり親王大臣亦此の如  
 り其外宮田職司の吏務あるも皆其所正成りて庄園多  
 りて其外宮田職司の吏務あるも皆其所正成りて庄園多  
 來りて其外宮田職司の吏務あるも皆其所正成りて庄園多  
 置きて常々自ら耕作する事なく専ら弓馬鎗劍の  
 道を嗜み心膽を剛ふし身体を強壯し事をのみと勉  
 めて政治上の事件あらば第一の勳功を致して名を揚  
 げ家と起さん事をと心懸たり京都より西小當てる  
 國々舟都合も善く陸行も便なれを自ら京都の風  
 俗に染み勇壯の氣を少あらずが關東の諸國を京都  
 よりも程遠く往復の便利も惡しきは柔弱の弊

風小染みごましのみから度く戦争あり故に武勇  
 の氣古より盛なりき又死すとも子々屍を越えて進み  
 主斃るゝも臣を顧みざして向ふと云へる猛者等が坂  
 東の國くに臂を振り拳伐固りてぞ居たりける  
 これぞ門閥の勢平安城裏小盛りして血脉伐以て貴賤  
 を論じ歌道と以て人材を判ち文弱なる大宮人等が廟  
 堂の特権を握る小及て民間に於ては次第に黨派を立  
 たりに至る蓋し名と利と欲好む賢不肖の差別不  
 く人性固有のそむなり是亦た生を保ち死と而して  
 其名と利と欲兼祿を依むのは其時代小ありてや政事  
 上の事よりも大なるふらまり夫の命も惜まず重

賞を競ひ矢石と冒して功名を思ふ武夫が門閥の風俗  
 と以て其進路を遮らね柔弱男兒の為り小其政權を押  
 えらまざるううげ賢不肖の差別なくをのづらら名利  
 の存るは場所の蟻附して次第に強大なる黨派を集成  
 せり

第一佛法のみは當時全く門閥の弊習を免らま且つ朝  
 廷にても血統人柄を問はで重ぜらままかぞ數多の人  
 傑々佛法小心を寄て其器量伐顯はしし剛勇の武夫  
 罪と犯ささもも此姦惡の少年身を容るゝに地ふきを此  
 も寺院小投し佛門小歸もも其刑罰を免ううれきりされ  
 る佛法の始りて黨派の性質と存したり然る小門閥の

勢盛なる小及んで官吏を怯臆の心より之を伐尊崇し  
 之小施恵したれど諸國の氣力あふ人多く之小歸依  
 して八宗も弘まきり三論宗ハ千二百八十五年高麗  
 の僧惠灌之を弘む唯識々千三百  
 十三年河内國丹比郡の僧道照之を弘む律宗々千三百  
 九十年漢土の僧鑑真之を弘む花嚴宗々千四百十五  
 年河内國の僧慈訓之を弘む天台宗ハ千四百六十二年  
 近江の國滋賀郡の僧最澄之を弘む眞言宗ハ千四百六  
 十六年讃岐國多度郡の僧空海之を弘む禪宗々千七百  
 七十四年備中國の僧榮西之を弘む臨濟曹洞黃蘗等々  
 其分派ふり浄土宗は千八百四十五年美作國の僧源空  
 之を弘む其後我國にて一向宗と法華宗との二宗起ま  
 り一向宗を平安の僧親鸞之を弘む法華宗を安房國長  
 狭郡の僧日蓮之を弘む都合十宗ふり之を弘むたる人  
 人々皆賤しき生れなまけも朝其學ぶ處々文學を琢ま  
 延ぶて之と重遇をらまけも朝其學ぶ處々文學を琢ま  
 性理と窮むる小あり其職とする所々人民を教導し朝  
 野の尊信を受くべきものなれど其威力を歲々小盛な

り然して其内部の有様を見るに數多の土地を領して  
 自ら之を支配を為し巨萬の僧侶を養ふて自ら之を懲  
 罰を行ひ之を首領と撰び之が規則を立つるも皆を自  
 ら行へり又た新小寺院を起し堂宇茂建する事あると  
 き々勸進帳と捧て十方檀那より奉加を受け其費用と  
 辨しきも實小佛法の黨中ふ々王政の及ばざる獨立國  
 の姿ありき千七百年代に末關白延曆寺の座主と定め  
 んとして山徒服せざる始りて嗾訴の事あり之より常  
 軍馬を蓄へ甲兵と蓄へ少く意小満たざる事あるれど  
 三千の僧軍神輿を奉々て朝廷に嗾訴を事數くなり  
 此時小當り最も強大なるを延曆寺園城寺東大寺興

福寺等一して各寺相嫉みて攻撃せし事もあり又た武  
 夫黨と鬪争せし事もあり一  
 第二武夫黨の如きは佛法黨の如く自由ならざりし  
 ども當時の氣風に適せしや處として之ふきるな  
 是亦門閥の弊習の致す處に夫は天下の政權を任すべ  
 きもの豈ふ特に藤原氏の人に限らんや然るに諸國の  
 膽力ある武夫を唯其動作の野なるが為め小夷えひそと賤ま  
 せ之小將をるべき大将をら實際此事に關するが為  
 賤まれば廟堂の上小齒をばる小至まり抑くかゝる所  
 置を為すものは誰ぞやと問へば則ち露と消ぬべき文  
 弱の人くふりされば千六百年代の末千七百年代の始

り小及びて武夫黨の内小羨みて奪んと欲すはそはあり  
 藤平純友門千七年代の中頃私小兵戎弄して相戦ふは  
 あり平致平頼同百年代の末又た叛くはあり平忠千八  
 百年代の始め奥小前九年の亂あり安倍頼時同貞其後  
 久しうらぶして後三年の亂あり武衡同百年代の中に  
 ろ小配所小赴かざりて叛くものあり源義此等々皆を  
 武夫黨の亂として其都途朝廷の危き事實に浮雲の風  
 に漂へるが如くふりしが將校の特權を得たりし宗家  
 に武夫は心を得たりしものありしを僅小能く之  
 を鎮定する事を得たり夫の武夫は之小從屬として所以  
 のもこれを朝廷にて諸國の武夫を對遇する事全く無り



一由是に将家一據らば此が實小顯達の道なげむがふ  
 り故に朝廷の叛き一黨派の鎮定すふ小従ひ将家の黨  
 派愈々強大と成りより此黨一居る者々全く将家此申  
 立茂以て恩賞をも蒙り武名とも傳ふる事なきが其年  
 所と經る小従ひおのづうら君と臣と此如き姿となり  
 自ら将家の家人と稱し普代恩顧の良黨と唱へて相誇  
 り遠き國々武夫までも皆を其家人良黨たりん事と  
 願へり千八百年代の中頃より數多の小武夫の黨々全  
 く将家の黨派小吸収せら此源平二氏を仰ぎて顯達を  
 求め心を朝廷に寄するものとして六十餘州の内其跡  
 を絶ちたり

此佛法武夫の二黨派々名こそ相異なれ其性質小至て  
 均しく皆を武邊の強黨なり此大黨派の次第に凝成  
 する折しも朝廷を依然として門閥の舊弊を固守し春  
 宵秋夜の榮華を耽りて方小花下月前の御慰みより  
 彼の勇敢なる武夫惡僧の集成たる強黨以上此文弱  
 なる大官人の充滿せる門閥政府を立つ其政府豈に能  
 く久を保たんや然る小其政府を強黨の為り小破す  
 して内部より潰えんとす此の姿となれり千九百年代  
 の始に至りて人倫の正しからざるを發しを皇統  
 の争ひ都の内に起れり人倫の亂れし世の中此戦ふを  
 醜き事共多うり新井君美が父父たらば子子ら

夫兄兄をらむ弟弟たらば夫夫をらむ婦婦をらむ君君をらむ臣臣をらむと評さしむ此時の戦あり之を保元の亂と稱す

此戦に於て源平の二黨大に勳功を立て文弱の夫々其冗官を多事を現はしむるを朝廷の威權復た黨派を制をべうらむして源平の二黨相軋して終に兵端を開く之を平治の亂と稱す此戦に於て源氏の一黨其首領を失ひ各所を散布して復た統一す所なく而して平氏の黨全く政權を占りたり平氏々武夫の心を得る家柄ありて其力を得て政權を得るを其勢一時烈火に如く生殺予奪此權も全

く之を歸し六十餘州の内半を其所有とす小至まり是は於て夫の文弱なるより男優る男みやび男色どのみを男をんとて朝廷を追ひ降し遠流し死刑に同族の子弟を以て其官職を継がせ終に法皇を幽閉し天皇を降し奉るの所業あり小至まり當時の人を評して平氏の人ふあらざるを其人はあらばと云へり斯く平氏が政權を其一門小專有する小及して其一族を藤原氏以来の文弱に感染せしむる詩歌管絃の遊技小心を寄せ暫時の間に其状態人情を純然たる藤原氏流の人物と成りおたり

此時より及で東北勇壯の武夫黨を再び源氏の旗下に統

一して驕る平家を打滅し名を揚げ家と現さんと數千  
流の白旗をば筑波嵐に打靡らし幾萬の甲冑は袖を越  
路の月小輝かいつく都を差してぞ攻上まり平安城裏  
此人こそ眼に見えぬ鬼神とこそ憐と思つをべけさ如  
何で剛勇無雙の猛者小敵をば衣冠劍履東西小  
迷ひ粉面涅齒路傍に倒れ僅う小一二年の間は都の内  
を追拂ひ秋西海の波に漂ひ空しく水層と消失ををり  
實に千八百四十五年の事を蓋し唐制と模倣し政府  
を盛大にし事をなした官吏を増し益ふ事事務を廣げ  
給ひしかが遊惰の氣風次第に鬱積し官位の高き人は  
と國事小關與せざりて廟堂の上詩歌管絃の戲場とふ

るふ至れり嗚呼此の如き政府豈に能く久しうらんや  
此の如き帝都豈に能く政權の地たらんや其東國に移  
る蓋し一二の庸主凡相の罪に歸すべしうらぎふもれあ  
らん

日本開化小史卷之一終

東京 書林 賣捌

明治十一年二月廿六日版權免許  
 同十七年二月廿八日再刻御届  
 同十七年四月十五日出版

同通三丁目	日本橋通三丁目	小石川大門町	淺艸茅町三丁目	芝三島町	同通二丁目	日本橋通二丁目
小林	丸屋	青山	北澤	山中	稲田	北畠
新兵衛	善七	清吉	伊八	市兵衛	佐兵衛	茂兵衛

静岡縣士族 田口 卯吉  
東京牛込區牛込北山伏町四十三番地

卷之一

010190529504

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including a red seal impression in the center.)

48-13779

